杏林大学産学連携委員会内規

制定 平成28年7月11日 改定 平成28年7月26日

(設置)

第1条 杏林大学(以下「本学」という。)の産学連携を推進するため、産学連携委員会を置く。

(業務)

- 第2条 産学連携委員会は、次に掲げる産学連携の推進に関する業務を行う。
- (1) 産学連携の基本方針の策定に関すること。
- (2) 本学で実施している産学連携活動の評価に関すること。
- (3)情報の収集・提供・発信に関すること。
- (4) その他産学連携の推進に関すること。

(委員会)

- 第3条 第2条に定める業務を行うため、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 研究推進センター長
- (2) 研究推進副センター長
- (3) 各学部の教育職員
- (4) 学園事務局長
- (5) 大学事務部長
- (6) 公的資金企画管理課長
- (7) 産学連携コーディネータ
- (8) その他研究推進センター長が必要と認めた者
- 2 産学連携委員会の委員長は、研究推進センター長とする。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(審議)

第4条 学部長会議又は運営審議会で審議が必要とされる事案については、各々の議を経る ものとする。

(事務)

第5条 産学連携委員会の事務は、公的資金企画管理課が行う。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃については、産学連携委員会の議を経るものとし、委員長は学長に報告するものとする。

附則

この内規は、平成28年5月 1日より施行する。

附則

この内規は、平成28年7月26日より施行する。